

令和3年度共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業（住宅確保要配慮者居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る支援に関する事業）を行う者に対する補助事業の開始についての公示

令和3年3月5日
国土交通省住宅局長 和田 信貴

次のとおり、令和3年度共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業（住宅確保要配慮者居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る支援に関する事業（以下「居住支援協議会活動支援事業」という。））を行う者に対する補助事業の開始について公示します。

（注）本事業は、令和3年度予算によるものであり、令和3年度予算成立等が事業実施の条件となります。

1. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動等に対して、国が必要な費用を補助することにより、当該活動を促進し、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に資する事業

(3) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和3年4月1日 ～ 令和4年2月28日

2. 補助対象事業者の要件

(1) 組織に関する要件

・応募要領2.2に掲げる要件に適合すること。

(2) 公平性及び中立性に関する要件

・協議会等の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

(3) 技術能力に関する要件

・要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に係る活動の実績又はその知見を十分に有すること。

(4) 守秘性に関する要件

・協議会等の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けていること。

(5) 事業に係る経理、その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

・地方公共団体が協議会等の構成員となっており、事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっていること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局安心居住推進課安心居住係
電話 03-5253-8111(内線 39864) ファクシミリ 03-5253-8140
電子メール hqt-kyougikai-oubo@gxb.mlit.go.jp

(2) 応募要領の交付期間、場所及び方法

(i) 期間 令和3年7月30日(金)まで

(ii) 場所及び方法

下記ホームページよりダウンロードすること。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

(i) 期限 令和3年7月30日(金) 18時00分まで

※令和3年3月19日(金)18時00分までに提案書を提出し、かつ令和3年3月31日(水)までに交付申請事前審査が終了した場合、令和3年4月1日(木)から補助対象期間とすることが可能となる。

(ii) 場所 上記(1)の担当部局

(iii) 方法 上記(1)の担当部局の担当係へ、電子メールにて提出すること。

4. 補助事業者の選定

提出された提案書等について書類審査等を行い、補助事業の目的に合致した提案書を提出した者を採択する。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。

(3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消しを行うことがある。

(6) 採用された提案書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書提出時に申し出ること。

(7) 同一の内容で、国土交通省及び他省庁等より補助金を受けている場合は対象外となる。

(8) 同一の提案者が同一内容の課題を重複して提案することはできない。

(9) その他詳細は応募要領による。